資料１

第１７５回愛知県市長会議

提出議案

（未定稿）

第１７５回　愛知県市長会議提出議案一覧表

議案番号	表　題	提出ブロック	頁
第１号	国庫補助金等における財政力に応じた調整措置の廃止について	西三河	3
第２号	公共施設等適正管理推進事業債の期間延長について	西三河	4
第３号	補助事業等により取得した財産の処分の承認基準の緩和について	西尾張	5
第４号	外国人市民に対する税務相談体制の強化について	東三河	6
第５号	衣浦港外港地区（衣浦ポートアイランド）における新たなふ頭整備の早期実現について	西三河	7
第６号	「国民健康保険料(税)水準の県内統一」の議論について	西三河	8
第７号	市町村の健康保険における無保険者を把握できる仕組みの構築について	西尾張	9
第８号	幼児教育・保育の無償化に係る財政措置について	東尾張	10
第９号	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る財政支援の拡充について	知多	11
第10号	認知症高齢者等の賠償事故補償制度に関する法整備等について	東尾張	12
第11号	道路・河川の維持管理に関する財政支援について	東尾張	13
第12号	下水道施設の改築への国費負担の継続及び改築事業予算の確保について	名古屋	14

議案番号	表　題	提出ブロック	頁
第 13 号	新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化した市町村単独事業における地域公共交通事業への財政支援について	東尾張	15
第 14 号	亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について	名古屋 東尾張	16
第 15 号	GIGA スクール構想に伴い必要となる維持管理費等に対する財政支援について	西尾張 知多	17
第 16 号	学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について	知多	18
第 17 号	新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援の拡大について	知多	19

第１号議案

国庫補助金等における財政力に応じた調整措置の廃止について

西三河ブロック　提出

地方が行う新型コロナウイルス感染症対策に関して国が交付する「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の算定においては、人口、事業所数、保健所の有無等による調整に加えて財政力指数による調整がなされていますが、財政力指数による調整のウェイトが非常に大きいため、交付金額は概ね財政力指数に左右される仕組みとなっています。

新型コロナウイルス感染症に関する対策に係る費用は、人口や事業所数に応じて増加するものであるため、財政力指数に応じて大きく交付額が減少する現状の仕組みは適切とは言えません。

また、保育対策総合支援事業、消防防災施設整備などの事業を国の方針に沿って展開するに当たっては多くの財源が必要となりますが、これらの国庫補助金においても、財政力に応じた調整措置が設けられています。

加えて、地方交付税制度においても、その原資となる国税収入が不足する場合に発行される臨時財政対策債について、財政力指数の高い自治体に過度に配分される調整措置がとられており、普通交付税が交付される全自治体に等しく措置されるべきところが、財政力指数の高い自治体ほど財源不足の多くを臨時財政対策債で賄わなければならない不公平が生じています。

よって、国におかれては、**地方法人課税の偏在是正と地方交付税の調整によって財政の格差調整を図りながら、さらに、補助金等においても格差を設ける措置は、三重の格差是正措置となっていることから、財政力指数を根拠とした国庫補助金等の補助率調整措置の廃止を要望します。**

第２号議案

公共施設等適正管理推進事業債の期間延長について

西三河ブロック　提出

地方公共団体にとって、公共施設の集約化・複合化、長寿命化は重大な課題となっており、国は、「公共施設等適正管理推進事業債」により地方の公共施設等の適正管理の推進を図っています。

しかし、公共施設等適正管理推進事業債の対象事業に係る公共施設の個別管理計画の策定期限は、令和２年度末で、事業期間は、令和３年度までとなっております。

公共施設等の改修事業等の本格化が見込まれる中、新型コロナウイルス感染症の影響により、市税をはじめとした歳入の大幅な減少は避けられない状況であります。

よって、国におかれては、**公共施設等の適正管理を推進するため、令和３年度までとされている公共施設等適正管理事業債の期間延長を要望します。**

第３号議案

補助事業等により取得した財産の処分の承認基準の緩和について

西尾張ブロック　提出

平成２６年、公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について総務省から通知があり、現在、全国の自治体において、人口減少、少子高齢化等に伴う利用需要の変化や施設の老朽化に対応するため、公共施設の総量縮減や予防保全型維持管理への転換等を推進することで、施設に係る財政負担の軽減等が図られているところであります。

各省庁では、補助事業による建物の取得後１０年を経過したものについて、無償で処分するなどの包括承認基準を満たす場合には国庫納付が不要とされております。

しかし、建物を取り壊す場合には、民間等による同種の社会資源が充足していることなどが前提とされ、自治体の取組による施設の統廃合等に伴う取壊しはその基準を満たさず、残存価格分に係る国庫納付を求められるなど、自治体の負担となっております。

また、土地の処分に関し包括承認事項とならないことのほか、省庁によって承認基準の詳細が異なるケースもあります。

このように、国の補助金等の交付を受け取得した土地建物の処分や用途変更、民間活用をしようとする場合、補助金の一部の国庫納付を求められる場合があり、公共施設マネジメントの推進の妨げとなることが考えられます。

よって、国におかれては、**公共施設等総合管理計画に基づく事業に伴う財産処分等について、国庫納付が不要となるよう、また、省庁によって国庫納付の要否の判断が異なることのないよう、財産処分の包括承認基準の緩和及び統一を要望します。**

第４号議案

外国人市民に対する税務相談体制の強化について

東三河ブロック　提出

居住年数により課税範囲が異なるなど日本人の場合とは制度上の差異がありますが、外国人にも所得税の納入義務があります。

豊橋市では確定申告の時期にあわせて、通訳を配置して、複雑な税務手続や税金全般に関する外国人向けの税務相談会を開催しております。

税制度の難しさや複雑さから、この税務相談会には、毎年豊橋市内だけでなく、近隣市からも多くの外国人が押し寄せ、対応しきれない状況になりつつあります。

一方、税務署においては、確定申告の時期にあわせて、各地の相談会場での申告補助が行われ、近年では、オンラインによる申告環境が整えられるなどの対応が取られています。

しかし、外国人に対しては、通訳を伴った税務署への来署を促す仕組みに留まっており、十分な体制とは言えません。

平成３０年１２月に閣議決定された「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（令和２年７月改訂）では、政府は、外国人が日本人と同様に公共サービスを享受し、安心して生活することができる環境を全力で整備していくこととされております。

都市の行う外国人向け税務相談会や外国人相談窓口の混雑を解消し、外国人へのサービスを改善するため、税務署における外国人対応の税務相談体制の更なる充実が必要です。

よって、国におかれては、**税務署において、地域の実情に応じて多言語での申告環境を充実させるよう要望します。**

第５号議案

衣浦港外港地区（衣浦ポートアイランド）における新たなふ頭整備の早期実現について

西三河ブロック　提出

衣浦港は、愛知県の知多・西三河地域のみならず、国内随一を誇る中部地域の「ものづくり」産業の物流・生産活動を支える工業港であるとともに、国内最大級の石炭火力発電所が立地するなど地域のエネルギー拠点として重要な役割を担い、これら産業の原材料を中心としたバルク貨物を取り扱う重要港湾であります。

災害発生時における臨海部・背後地域サプライチェーン維持への期待も大きく、エネルギー供給維持の面からも、継続的な経済活動を可能とする港湾機能の確保が必要不可欠であります。

しかし、バイオマス発電に使用する木材チップ等の取扱いの増加により、保管用地の不足、非効率な荷役による過大なコストの発生など、港湾利用上の課題が顕著となっております。

また、南海トラフ地震等の大規模地震が発生した場合に、物資の緊急輸送、住民の避難等に供する耐震強化岸壁が不足することも懸念されます。

よって、国におかれては、**既存ストックの活用と併せて衣浦港全体の機能再編により物流機能の強化を図るとともに、西三河地域を含む衣浦港全体の防災機能の強化のため、衣浦港外港地区（衣浦ポートアイランド）に耐震強化岸壁を有する新たなふ頭整備の早期実現を要望します。**

第６号議案

「国民健康保険料（税）水準の県内統一」の議論について

西三河ブロック　提出

愛知県において、令和３年度国民健康保険事業費納付金（納付金）の本算定結果が提示され、県内の多くの市町村においては納付金の負担が増加しており、現行の保険料（税）の収入のみでは、納付金を支払うための財源が不足する試算となっています。この本算定結果では、多くの市町村は激変緩和措置の対象にならず、また、国から一般会計からの繰入も解消を求められており、全て被保険者が納める保険料（税）で確保する方法しかないため、大幅な保険料（税）率の引上げを検討しなければならない状況にあります。このことは、従来から保険料の被保険者負担率が他保険と比べて高い水準にあった国保の被保険者にとって容易にご理解いただけるものではなく、説明に苦慮しているところであります。

市町村単独運営における各市町村の保険料（税）の違いは、被保険者の所得以外にも、市町村における保険料（税）の収納率等や医療費水準等に起因するものです。単に保険料（税）水準の統一だけを進めれば、被保険者の理解が得られないばかりか、市町村における保険料（税）の滞納削減や医療費適正化の経営努力が後退することになり、その結果、県国保財政の悪化や新たな財政負担の増加に繋がる懸念があります。

よって、国におかれては、**各都道府県で令和３年度から議論が加速する「国民健康保険の保険料（税）水準の県内統一」について、年齢構成を反映した医療費水準の調整や各市町村における保険料（税）の滞納削減対策（収納率等）の成果など、市町村の経営努力が反映される道筋を示したうえで進めるとともに、新たな保険料（税）負担の上昇にならないよう、市町村国保の苦境を十分に理解した議論とすることを要望します。**

第７号議案

市町村の健康保険における無保険者を把握できる仕組みの構築について

西尾張ブロック　提出

現在、各市町村は、どの健康保険にも加入していない無保険者の情報を把握していないことから、医療機関にかかりたい時のみ、国民健康保険に加入したり、本来の加入時からかかる保険料（税）負担を逃れるために、転出入を繰り返したりする事例が散見されるにもかかわらず、こうした事例に対応することができず、不公平が生じております。

国において、国民全体の健康保険資格を管理するシステムが構築されるのに当たり、社会保障の給付と負担の公平性を確保するための仕組みが必要であると考えます。

よって、国におかれては、**現状では各市町村が把握できない「どの健康保険にも加入していない者」の情報について、マイナンバーカードによる健康保険資格のオンライン確認事業の仕組みを利用し、無保険者の情報を各市町村に提供する仕組みの構築を要望します。**

また、併せて、無保険期間を作らせない加入方法の仕組みや保険料（税）が納めやすい仕組みを構築するよう要望します。

第８号議案

幼児教育・保育の無償化に係る財政措置について

東尾張ブロック　提出

幼児教育・保育の無償化については、初年度（令和元年度）は消費税率引上げに伴う地方の増収が僅かであることから地方負担分が臨時交付金として全額国費で対応されました。

しかし、令和２年度以降は、制度導入に伴う事務費について国費で負担する経過措置が設けられたものの、地方負担分については、地方消費税交付税の増収分及び普通交付税により対応することとなっております。

しかし、消費税増税による地方消費税交付金の増収分は、社会保障費全般に活用されるものであり、幼児教育・保育の無償化による保育料等の減額分を全て賄えるわけではありません。

このため、普通交付税不交付団体においては、市で負担しなければならず、市町村の大幅な負担増が見込まれます。

よって、国におかれては、**交付団体不交付団体に関わらず、幼児教育・保育の無償化に係る地方負担の増額分を全て財政措置するよう要望します。**

第９号議案

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金に係る
財政支援の拡充について

知多ブロック　提出

新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況の悪化で離職者や減収者が増加する中、主にホームレスの「食」と「住まい」を緊急的に確保するための一時生活支援事業（緊急ショートステイ）の利用が急増しています。

本事業は、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金により、国から事業費の３分の２の補助金が交付されますが、その地方負担分は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象外となっており、国による財政支援が十分に受けられておりません。

一方で、同様に支給者が急増している住居確保給付金の地方負担分は、コロナ禍においては同交付金における交付限度額の算定対象となっており、国としても増加の一途をたどる事業費（地方負担）に対して一定の財政支援が行われます。

よって、国におかれては、**新型コロナウイルス感染症の影響により、生活困窮者自立支援法に定める一時生活支援事業の利用が急増しているため、生活困窮者就労準備支援事業費補助金の地方負担分に対する財政支援の拡充を要望します。**

第１０号議案

認知症高齢者等の賠償事故補償制度に関する法整備等について

東尾張ブロック　提出

国では、２０１６年に認知症高齢者にやさしい地域づくりに係る関係省庁連絡会議において、認知症高齢者による事件や事故に関する実態把握と不法行為への対応の検討が行われました。しかし、責任能力がなく、また監督責任者がない場合の被害者救済について、直ちに新たな制度的な対応を行うことは難しいとされ、現在に至っています。

現在、いくつかの自治体においては、認知症の人の事故を補償する民間の個人賠償責任保険への加入支援の取組みが始まっています。

しかし、現行民法の責任能力制度上、認知症高齢者本人や監督義務者が賠償責任を負わない場合は保険金が支払われず、被害者が救済されないという問題があり、これは、全国的な課題であります。

よって、国におかれては、**認知症高齢者やその家族が安心して暮らしていくため、認知症高齢者等による事故に起因する損害の賠償責任に関する法整備を行うとともに公的救済制度の創設を要望します。**

なお、当該制度が創設されるまでの間において、都市が実施する認知症高齢者等の賠償事故補償制度に対する補助又は地域支援事業交付金の対象経費とすることを要望します。

第１１号議案

道路・河川の維持管理に関する財政支援について

東尾張ブロック　提出

県や市が管理する河川においては、雑草や立木、土砂の堆積等により河川の氾濫等の浸水被害の危険性を含んでおります。瀬戸市においては、市管理河川の延長は膨大であり、緊急浚渫推進事業の期限である令和６年度までに河川の浚渫を完了することは非常に難しく、また、５年程度のサイクルで浚渫が必要な河川もあります。

また、道路においては、雑草の繁茂により交差点等の視距が確保できず、歩道が利用しづらい状況となっております。

このように、河川や道路における維持管理費は多額を要し、健全な財政運営に影響を与えつつある状況にあります。

よって、国におかれては、**河川の治水安全性の向上を図るため、緊急浚渫推進事業費の拡大及び事業期間の延長を要望します。**

また、安全・安心で衛生的な道路環境を確保するため、道路の側溝浚渫、中央分離帯や路肩の除草及び堆積土砂の除却に要する経費について、「緊急浚渫事業債」と同様に地方債の発行を可能とし、その元利償還金に対する７０％が交付税措置される制度の創設、又は、社会資本整備総合交付金事業（防災・安全交付金）の対象事業に、これら河川や道路の管理事業を加えることを要望します。

第１２号議案

下水道施設の改築への国費負担の継続及び改築事業予算の確保について

名古屋ブロック　提出

下水道は、地域から速やかに汚水を排除することによって公衆衛生を向上させるとともに、汚水を浄化・放流することによって公共用水域の水質を保全するなど、極めて公共性の高い社会資本であります。

市町村では、下水道使用料の適正化など様々な経営努力を進めているところでありますが、人口減少や施設の老朽化が本格化する中、下水道施設の老朽化対策や維持管理に要する費用が増大していくことが懸念されております。

今後、下水道施設の改築更新需要が増加していく中、改築に係る支援が縮小されると、下水道施設の老朽化対策が十分に進めることができず、道路陥没や下水処理機能の停止など、市民生活や社会経済活動等に大きな影響が出ることは避けられません。

よって、国におかれては、**下水道の果たす公共的役割・社会的影響を踏まえ、国における責任の観点から、下水道施設の改築への国費負担を確実に継続するとともに、改築事業に必要な予算を確保されるよう要望します。**

第１３号議案

新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化した市町村単独事業における地域公共交通事業への財政支援について

東尾張ブロック　提出

各市町村内を運行する路線バスは、地域住民の重要な移動手段としての役割を担っております。事業者単独では不採算路線であるものの、市町村からの要望で運行する場合などは、市町村が単独で運営費を補填して運行しております。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、乗客が大幅に減少し、あわせて市町村の補填する補助額も大幅に増加していることから、地域公共交通の維持において支障を生ずる恐れがあります。

よって、国におかれては、**地域公共交通の良好な維持のため、新型コロナウイルス感染症の影響により経営状況が悪化した市町村単独事業における地域公共交通事業に対する財政支援を要望します。**

第１４号議案

亜炭鉱廃坑処理に対する支援制度について

名古屋ブロック　提出
東尾張ブロック　提出

我が国では、戦前から戦後にかけて亜炭の採掘がさかんに行われ、なかでも東海地方は、最大の亜炭の産地でありました。愛知県内においても名古屋市、瀬戸市、春日井市、豊田市、犬山市、小牧市、尾張旭市、日進市及び長久手市には、採掘跡（亜炭廃坑）が広範囲に残されています。

これらの地域は採掘当時と比べて市街化が進み、人口密集地域になっているところも多くあることから、事前対策を行わずに放置しておけば、岐阜県御嵩町のような大規模な陥没事故が発生するおそれが大きくなります。現実に、家屋の庭先など人的被害に繋がりかねない場所で陥没が度々発生しています。陥没が発生するたびに事後の復旧工事が行われてきましたが、民家等に被害があってからの対応では手遅れであり、陥没があった地域やその周辺地域の住民が安心して暮らせません。

また、南海トラフ巨大地震を想定した対策として、さらには、将来、リニア中央新幹線の整備においてルート上に亜炭廃坑が存在する可能性が大きいため、安全な市街地の開発・まちづくりを進める観点からも、亜炭鉱廃坑処理を迅速に行うことが必要です。

よって、国におかれては、**亜炭鉱廃坑の範囲や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度の創設を要望します。**

また、ハザードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進に当たっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の助言・指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見からの積極的な参画をあわせて要望します。

第１５号議案

ＧＩＧＡスクール構想に伴い必要となる維持管理費等に対する財政支援について

西尾張ブロック　提出
知多ブロック　提出

市町村においては、ＧＩＧＡスクール構想による交付金等を活用し、児童生徒一人一台端末の導入や学校内ＬＡＮ整備等のネットワーク環境整備などを進めているところであります。

しかし、実際にＩＣＴ教育を進めていく際に必要となる教育用ソフトウエアに係る費用、ネットワークの通信料やＧＩＧＡスクール構想のため新規に導入したネットワーク機器の保守等に係る費用、端末の更新に係る費用は、市町村にとって大きな財政負担となります。

また、学校でのＩＣＴ機器の活用促進及び日常的な教員のＩＣＴ活用の支援を行うためのＩＣＴ支援員の配置についても、継続的な財政措置が必要となります。

よって、国におかれては、**ＧＩＧＡスクール構想を持続可能なものとし、また、自治体間の教育に格差が生じることのないよう、端末整備完了後においても、教育用ソフトウエア等に係る費用、ネットワーク通信料や関連機器の保守等に係る費用や端末の更新に係る費用について、また、学校へのＩＣＴ支援員の配置に係る費用について、継続的かつ十分な財政支援を行うよう要望します。**

第１６号議案

学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

知多ブロック　提出

小中学校施設は、未来を担う子ども達が集い、生き生きと学び、生活をする場であるとともに、災害時には避難場所としての役割を果たす場でもあり、老朽化・長寿命化対策及び夏の暑さ対策は喫緊の課題となっております。

市町村においては、これまで限られた財源の中、小中学校の児童生徒の安全安心の確保を最優先に考え、計画的な大規模改造工事や老朽化に伴う緊急的な修繕工事に加え、令和元年度には普通教室のエアコン整備を実施してまいりました。

しかし、建物の長寿命化を前提として、学校施設環境改善交付金について、屋上防水と外壁改修を併せて実施する場合を交付対象とするなど、制度の一部拡充が行われておりますが、屋上防水のみや外壁改修のみ行うなどの部位別改修が交付対象とされておりません。

また、夏の暑さ対策としての特別教室及び屋内運動場へのエアコン設置を進めていく上で、学校施設環境改善交付金の配分基礎額と実工事費との間に大きな乖離があり、市の財政負担が大きなものとなっております。

よって、国におかれては、**今後も計画的な大規模改造工事を継続し、特別教室及び屋内運動場へのエアコン整備を実施するため、学校施設の整備に対して確実な財政措置を講じるとともに、さらなる拡充を図ること、また、速やかな事業執行ができるよう早期の内示を要望いたします。**

併せて、学校施設環境改善交付金について、屋上防水のみや外壁改修のみなどの部位別の改修が交付対象となるよう交付基準の見直しを要望します。

第１７号議案

新型コロナウイルス感染症対策に係る財政支援の拡大について

知多ブロック　提出

これからのウィズコロナ時代に、市民が安心安全な生活を送るための事業を実施するに当たっては、新たな生活様式への対応が必要不可欠であります。

新しい生活様式を浸透、実践しつつ、市民が安心安全な生活を送るために必要な事業を実施するためには、財政支援のさらなる拡充が必要であります。また、これはすべての自治体に必要なものであり、財政力指数等を用いることなく、すべての自治体に等しく公平に措置されるべきであります。

よって、国におかれては、**今後、新型コロナウイルス感染症と共存しながら、新しい生活様式の中で事業を実施していくため、各自治体が財政力に左右されることなく感染予防対策や経済対策を実施できるよう、補助金の新設や既存補助金の対象経費の拡大等、幅広な財政支援を要望します。**